

## 第10回秋田家庭裁判所委員会議事概要

秋田家庭裁判所事務局総務課

### 1 開催日時

平成20年10月15日(水)午後3時～午後5時

### 2 場所

秋田家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

#### (委員)

伊東孝平，狩野節子，川勝隆之，小林英義，佐々木繁，神敏郎，鈴木陽一，山下忠佑(敬称略・五十音順)

#### (説明者)

大中事務局長，大滝首席家裁調査官，腰塚首席書記官，清野事務局次長，伊藤訟廷管理官

#### (庶務)

小野総務課長，門脇総務課課長補佐，佐々木庶務係長

### 4 議事

(1) 委員会出席が初めてとなる委員の紹介

(2) 第9回家裁委員会で要望のあった事項の説明

(3) 「成年後見制度における運用の実情について」を議題にした意見交換等

(4) 次回開催日時及びテーマについて

### 5 議事要旨

(1) 委員会出席が初めてとなる委員の紹介

委員任命後，委員会出席が初めてとなる山下委員から自己紹介が行われた。

(2) 第9回家裁委員会で要望のあった事項の説明

説明者から，第9回家裁委員会で委員から要望のあった裁判所利用者アンケートの集計結果の報告が行われた。報告対象は，平成20年1月から9月まで

の9か月間に家庭裁判所本庁及びその管内裁判所の回収ボックスに投函されたもの(4通)である。このほか、アンケート実施に至った経緯及び投函されたアンケートの活用方法等についても説明が行われた。

委員からは、アンケート導入の意義や過去の家裁委員会での議論の内容を踏まえた議論が必要ではないかという意見が出された。これについては、次回以降の家裁委員会のテーマとして取り上げるなどして、必要に応じて議論するという事になった。

(3)「成年後見制度における運用の実情について」を議題にした意見交換等

実際に成年後見事件を担当している委員から、最高裁発行の成年後見制度パンフレットに基づいて制度概要が説明された後、成年後見手続説明用ビデオ「成年後見～利用のしかたと後見人の仕事～」を視聴した。その後、説明者から、秋田家裁における運用状況、事件処理に向けての取組状況及び家裁調査官の関与の仕方等について説明が行われた。

(以下、 が委員長、 が委員、 が説明者の発言)

後見開始申立に必要な診断書を作成する医師は、精神科や心療内科の医師に限定されるのか。

法的には診療科目の制限はない。

主治医が作成するケースが多い。

秋田県内で後見人の不正事例はあるのか。

数例ある。最近では当裁判所のある支部で発生した。すでに新聞等で報道されたものだが、おじの成年後見人となった甥が、被後見人であるおじの財産を使い込んだケースであり、所長が告発して、業務上横領で起訴され、実刑の有罪判決が確定している。

秋田市では、成年後見制度利用支援事業というものがあり、支払能力のない方などを対象として、その申立費用について補助している。また、身寄り的人がいなるときなどは市町村長が後見開始の申立てをすることになっており、昨

年度は1件申立てをした。

制度として市町村長の申立てが認められているが、予算的な措置がないといったことや鑑定料が必要なことなどによって、実際に市町村長が申し立てる件数は少ないと感じている。

秋田市では、成年後見の申立経費として、鑑定料も含めて、予算的に確保はしている。しかし、利用される人が少ないというのが現状である。後見人の報酬も予算として毎年一人分確保している。

報酬については、法律上は本人の財産から支出することになっているので、市町村長が申し立てた場合でも、市町村が立て替えることは想定していない。

親族が無報酬で後見人をしてもらうのであれば問題は生じないが、費用がないときにだれを後見人にするかといった問題がある。

後見制度は、被後見人の財産を管理するということに主眼を置いているので、極端な表現を用いれば、被後見人となるべき人に財産がないような場合は、後見人の必要はないということになる。ただ、施設に入るという契約関係が必要になる場合は、その契約部分について、社会福祉士のような人に後見人を依頼することがある。

そのような場合でも、年金収入のみで、生活保護を受給するまでに至らない人が施設に入る場合、その施設の毎月の費用をだれが管理するかという問題は残る。そのようなケースでは、継続的に後見人として活動してもらう必要がある。

そのようなケースでは、その施設が事実上管理していることが多いのが実情である。

財産管理とまではいかなくとも、日常の金銭管理が必要な人もいる。秋田県内では、そのような人のために地域福祉擁護事業が行われており、現在、31人の方が利用されている。

鑑定費用は、成年後見制度が始まったころは10万円程度と言われていたが、

ここ3年から4年は5万円程度になっているのが現状である。

家事審判規則上は、原則として鑑定を行うこととされているが、費用や時間の問題が絡むことから、裁判所としても、できるだけ鑑定を省略する運用をしておき、診断書を見ただけでは本人の判断能力の有無の判断が微妙なときに鑑定を行っているのが現状である。

本来、後見制度の利用が必要な人が申し立てられないでいるという事実はあるのか。

報酬や財産など様々な問題があって成年後見申立てに至らないケースはある。また、本来後見制度を利用しなければならないのに、一人暮らしで身寄りが無いなどの理由で利用していない人もかなりいると聞いている。要は、行政の意欲の問題だと考えている。

成年後見制度発足当時はもっと利用者がいるものと思われていたが、この制度が、本人の行為能力を制限することから、やや重い手続になった結果、アクセス障害が生じているのかもしれない。

成年後見制度の利用については、もう少し使いやすいものに変えていく必要があると感じた。また、秋田の場合、高齢者の一人暮らしが増えている状況にあって、身寄りも財産もなく、施設にも入れないといった場合にどのようにサポートするかという問題がある。

秋田の場合、家族関係が強固なので、家族の財産管理に裁判所が干渉するということには抵抗感があるほか、親族以外の者が後見人になることに対しても同様に抵抗感があるようだ。

今年の1月から9月までに当裁判所本庁に手続案内を受けに訪れた方々のうち、未だ申立てに至っていない人が70数名いる。事例としては本人の銀行口座からの預金引き落としに関するものが多く、金融機関から裁判所で手続をとるようにアドバイスされて来庁するケースが多い。簡単に手続ができると思って来庁されるケースが多く、こちらの説明を聞いているうちに手続そのものに煩

わしさを感じるようである。このため、当裁判所としても、日ごろから申立てに関して省略できるものはないかといった意識を持って、検討している。

このほか、申立てはするものの、財産目録の作成や報告が煩わしいと感じている方も多いようである。

弁護士会は裁判所に対し、弁護士を後見人や後見監督人に選任してほしい旨を申し入れているところだが、実際に増えていないということは、申立人等の納得が得られないでいるということか。

流動資産が多額になるケースでは、弁護士を後見人として選任する必要性が高いと考えている。弁護士後見人に親族が抵抗を示す場合では、後見人は親族の中から選任するとしても、後見監督人を弁護士等の第三者の中から選任する方向を検討し、そのような運用を始めている。

親族間に争いがあったり、交通事故の損害賠償金や生命保険金が入ることが見込まれるような非違行為の誘因となる事情がある事案については、弁護士等の第三者後見人を利用したいと考えている。

申立てを検討している方に交付する書類一式があるということだが、それを見せてほしい。

(出席委員全員に対し、当裁判所で使用している申立書書類一式を配布した。)

日ごろから感じることだが、裁判所に申し立てるときに必要な添付書類は多い。弁護士であればこれらの資料に基づいて申立てはできると思うが、一般の方ではちゅうちょしてしまうのではないか。

破産申立てに関しても同様のことが言えるが、市民の根本的な権利制限等に絡むことから、申立書に添付する書類などはどうしても重装備にならざるを得なくなる。ただ、申立人にとってできるだけ負担の軽いものにしようと努力をしているところである。

裁判所に行けば、書記官等が口頭聴取することによって申立てが可能なものもあるが、後見開始についてもそのようなものに近づけることはできないもの

か。また、交付する申立書書類一式の封筒そのものに「申立書の記入については、裁判所職員がお手伝いします。」などといった文言があれば、より安心できるのではないかと思う。

手続案内に来た場合、まず「相談カード」を記入してもらい、成年後見に関するDVDビデオを視聴した後にこの申立書書類一式を交付して内容の説明をしている。そこでは、親族関係図は裁判所が作成しており、そのほかの記載の仕方についても職員が手伝っている。

申立書の記載の仕方などが分かる記載例はあるのか。

これらの申立書書類一式の中に入っている。

以前、医師に診断書の作成を依頼したところ、その医師は内科医であって、専門ではないからと言って診断書を書いてもらえなかったことがあった。については、可能な限り診断書を作成する医師の負担が軽減されるような措置が必要ではないか。

県の医師会と協議して了解を得た上で、平成19年3月に診断書の書式を改めた。現在では、ほとんどの医師がこの書式にのっとり記入してきていることから、この書式は大分浸透してきたと認識している。

この診断書で、場合によっては鑑定が必要なくなるということか。

昨今は鑑定に付すこと自体が珍しくなっている。以前の鑑定書の内容をこの診断書に反映させたこともあって、いわば、この診断書によって鑑定を前倒ししている扱いとなっている。

#### (4) 次回開催日時及びテーマについて

次回開催日時は欠席委員もいたことから、同委員らと調整の上、追って連絡することにした。

次回のテーマは人事訴訟の現状と課題に関するものということで了承され、次々回以降のテーマについては、あらかじめ当裁判所から示す他庁の家裁委員会テーマを参考に各委員において次回委員会までに検討してもらうことにし

た。併せて、今回の後見開始申立にかかる申立書書類一式に関する提言等があれば改めてそれを伺うこととなった。

(調整の結果、次回期日は平成21年2月19日(木)午後3時と決まった。)